

津島市制75周年記念式典 (表彰式の部)



市制施行記念日の3月1日(火)に文化会館において、市勢の進展に貢献された被表彰者に、表彰状が授与されました。授与された皆様は次のとおりです(敬称略)。

特別表彰

赤十字奉仕団員
学校医
消防団員
消防団員
消防団員
消防団員

原田 麗子
坪内 明典
牛田 富也
堀田 泰司
松永 勝幸
まつ村 鉄男

永年勤続表彰

市議会議員
市議会議員

加藤 哲司
森口 達也

市議会議員
監査委員
人権擁護委員
民生・児童委員
民生・児童委員
民生・児童委員
民生・児童委員
民生・児童委員
民生・児童委員
民生・児童委員
民生・児童委員
民生・児童委員
民生・児童委員
民生・児童委員
民生・児童委員
学校薬剤師
消防団員
消防団員
消防団員

山田 真功
小出 義光
ひび 清誠
野比 行雄
飯田 初子
鈴木 悦子
松井 清美
安達 友子
加藤 栄一
服部 映次
恒川 和子
山田 秀子
吉田 光彦
の野田 道雄
浜田 利幸
水谷 光秀
安藤 之徳

消防団員
消防団員
消防団員
消防団員
消防団員
婦人防火クラブ員

一般表彰

坂井 裕
坂井 昌子
岸 憲博
山本 麻衣
今井 大湧

三菱重工業メッキエンジン株式会社
津島ライオンズクラブ
サカ工理研工業株式会社

正明
植人
那須 勇
寛 友勝
余郷 昌司
飯尾 裕光
生熊 嘉子

4月下旬～5月上旬に
開催を予定していた

「**尾張津島藤まつり**」は、
新型コロナウイルス感染拡大防止の
観点から、観光客の皆さんの健康と
安全を考慮し、以下のとおりとなります



藤の観賞はできます

「尾張津島藤まつり」としては開催しませんが、園内の藤は観賞していただけます。状況に応じ、藤棚周辺の一方向通行や入場制限等を行う場合があります。

イベント等は一部開催

天王川公園でのステージイベントや藤棚ライトアップは行いませんが、各種店舗の出店を予定しています。

津島神社や観光交流センター周辺等では4月20日(水)から5月5日(木・祝)まで、歴史文化資源を生かしたイベントとして「信長の台所 津島まちあそび」が行われます。

駐車場の整理を行います

天王川公園周辺の路上駐車・交通渋滞等の対策として、4月21日(木)から5月5日(木・祝)までの午前8時30分から午後5時まで、天王川公園駐車場整理協力金(1回1,000円)により公園内駐車場の整理を行います。

※藤の開花状況により、協力金徴収期間が変更になる場合があります。

交通規制を行います

天王川公園東側堤防道路を4月21日(木)から5月5日(木・祝)までの午前8時30分から午後5時まで、歩行者専用道路とします。また、天王川公園西側堤防道路は北側からの進入にご協力ください。

感染防止対策の徹底を

来園者の皆さんには、人と人の距離の確保・マスクの着用・手指衛生・大声の会話の自粛、検温など、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

その他

- ・路上駐車は交通に支障をきたしますので、指定駐車場へ駐車してください。ただし駐車場には限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。
- ・通路や藤棚下での敷物、ロープによる場所取りは禁止です。
- ・天王川公園内での火気使用は禁止です。ゴミなどは各自お持ち帰りください。
- ・新型コロナウイルス感染状況や藤の開花状況等により、記載内容について変更する場合があります。

問合 (一社)津島市観光協会 ☎28-8051、産業振興課農政観光G ☎55-9663



堀田家住宅観覧料

一般300円

小中学生100円

重要文化財 旧堀田家住宅 特別開館

以下の期間、堀田家住宅を開館します。ぜひこの機会に江戸時代中期の町家建築をご観覧ください。

日時 4月23日(土)～5月5日(木・祝) 午前10時～午後3時

問合 社会教育課生涯学習G ☎55-9421

特別開館中
毎日開催

見て、ふれて、知る 津島の毛織

津島の中心的な産業として発展を遂げてきた毛織物産業。羊毛が生地になる過程や織物の仕組みを学びながら、今につながる文化にふれてみませんか。

入場料 無料(堀田家住宅観覧料は必要)

共催・問合 津島毛織工業組合 ☎28-3117

社会教育課生涯学習G ☎55-9421



事業者・企業の方へ

ふるさと納税の返礼品を募集します

市では、地場産業の活性化と地元特産品のPRを図るため、ふるさと納税をされた方への返礼品をご提供いただけるパートナー事業者を募集します。採用された商品はふるさと納税特設サイト等へ掲載します。

募集期間 4月1日(金)～5月13日(金)

応募方法 市ホームページに掲載している「ふるさとつしま応援寄附金返礼品募集要項」をご覧ください。

応募要件

- ・原則、市内で生産、加工、収穫等がされた商品
- ・市内で提供され、本市の魅力を体感できる体験・サービス商品

※詳細は募集要項をご覧ください。

問合せ シティプロモーション課広報・プロモーションG ☎55-9589



※写真はふるさと納税返礼品の一例です。

事業者の皆さんへ

消費税のインボイス制度等説明会のご案内

令和5年10月1日から、インボイス制度が実施されます。

事業者の皆さんには、インボイス制度について理解を深めていただき、インボイス制度の実施に向けて必要な準備を進めていただくため、インボイス制度説明会を開催しますので、ぜひご参加ください。

説明会日時(各回 定員20人)

・インボイス制度説明会

4月18日(月) 午前10時～11時

5月25日(水) 午前10時～11時

6月14日(火) 午前10時～11時

・インボイス制度説明会(+消費税の仕組み)

4月18日(月) 午後2時～3時30分

5月25日(水) 午後2時～3時30分

6月14日(火) 午後2時～3時30分

開催場所、申込・問合せ

津島税務署 別館2階大会議室(良王町二丁目31-1)

☎26-2161(代表)内線612 法人課税第一部門

消費税の仕組みから
知りたい方向け

○会場収容人数の都合上、**事前予約制**としますので、事前に申し込みをお願いします。

○新型コロナウイルス感染症等拡大状況によっては、中止または延期する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

○感染症拡大防止の観点から、マスクの着用、手指消毒などのご協力をお願いします。

○代表電話にお問い合わせいただく際は、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。

○駐車場の施設が限られていますので、車でのご来場はご遠慮ください。

津島税務署

令和4年度 固定資産税の課税

令和4年度固定資産税の価格(評価額)を3月31日に決定し、固定資産課税台帳に登録しました。

納税通知書発送日 4月8日(金)

※納期限については下記「令和4年度津島市税等納付のこよみ」をご覧ください。

令和4年度 固定資産税についてQ&A

Q.平成30年4月に住宅(木造、110㎡)を新築しましたが、令和4年度分から税額が急に高くなっているのはなぜですか?

A.新築の住宅で一定の要件に該当する場合、3年間(3階建て以上の中高層耐火住宅は5年間)に限り、一戸あたり120㎡まで税額が2分の1に減額されます。したがって、平成31～令和3年度分は税額が減額されています。

Q.私は、令和3年11月に土地を売るために売買契約をして、令和4年2月に買主への所有権移転登記を済ませました。令和4年度の固定資産税は誰に課税されますか?

A.令和4年度の固定資産税は、売主に課税されます。固定資産税は、毎年1月1日現在の登記簿上の所有者に対し、当該年度分の課税をすることになっています。

Q.令和4年2月に古い物置(家屋)を取り壊しましたが、令和4年度の固定資産税は課税されますか?

A.課税されます。毎年1月1日現在に存在している家屋について、当該年度分を課税することになっています。



問合 税務課固定資産税G ☎55-9264

令和4年度津島市税等納付のこよみ

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
納期限 税目等	5月2日 (月)	5月31日 (火)	6月30日 (木)	8月1日 (月)	8月31日 (水)	9月30日 (金)	10月31日 (月)	11月30日 (水)	下記※	令和5年 1月31日 (火)	2月28日 (火)	3月31日 (金)
固定資産税・都市計画税	○ 第1期			○ 第2期					○ 第3期		○ 第4期	
市民税・県民税			○ 第1期		○ 第2期		○ 第3期			○ 第4期		
軽自動車税(種別割)		○ 全期										
国民健康保険税		○ 第1期	○ 第2期	○ 第3期	○ 第4期	○ 第5期	○ 第6期	○ 第7期	○ 第8期	○ 第9期	○ 第10期	
市営・改良住宅家賃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住宅新築資金等償還金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保育所等利用者負担金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護保険料	○ 第1期	○ 第2期	○ 第3期	○ 第4期	○ 第5期	○ 第6期	○ 第7期	○ 第8期	○ 第9期	○ 第10期	○ 第11期	○ 第12期
後期高齢者医療保険料				○ 第1期	○ 第2期	○ 第3期	○ 第4期	○ 第5期	○ 第6期	○ 第7期	○ 第8期	
下水道事業受益者負担金					○ 第1期		○ 第2期		○ 第3期		○ 第4期	

※12月の納期限

固定資産税・都市計画税、国民健康保険税…令和4年12月27日(火)

市営・改良住宅家賃、住宅新築資金等償還金、保育所等利用者負担金、

介護保険料、後期高齢者医療保険料…令和5年1月4日(水)

下水道事業受益者負担金…令和4年12月26日(月)

au PAYによる税金等のお支払いができるようになりました

4月から、スマートフォン決済アプリによる税金、介護保険料および後期高齢者医療保険料のお支払いが、PayB、LINE Pay、PayPayおよびファミペイに加え、au PAYでもできるようになりました。

利用方法は、各アプリのホームページをご確認ください。

問合 収納課管理G ☎55-9276
保険年金課国民健康保険G ☎24-1113
保険年金課医療・年金G ☎24-1114
高齢介護課介護保険G ☎24-1117



全国のコンビニエンスストアやスマートフォン決済アプリでも納付できます

介護保険料のご案内

問合 高齢介護課介護保険G ☎24-1117

65歳以上の方の津島市の介護保険料額は、所得に応じて17段階に定められています。

4月からは、令和4年度の保険料を算定する基礎となる令和3年中の所得金額が確定していないため、次のとおり仮徴収額を納めていただきます。

なお、年間介護保険料額決定通知(本徴収)は8月にすべての対象者へ個別でお送りします。

仮徴収の納付方法

普通徴収の方

「仮徴収納入通知書」を**4月上旬**にお送りします。前年度の年間保険料額の12分の4を1～4期(4～7月)で納めていただきます。

特別徴収(年金天引き)の方

既に年金から天引きされている方は、令和4年2月に天引きされた金額を引き続き4月・6月・8月の年金から天引きします。

4月から新たに特別徴収(年金天引き)となる方

4月から特別徴収開始となる方には、「特別徴収開始通知書」を**3月**にお送りしました。

6月から新たに特別徴収(年金天引き)となる方

6月から特別徴収となる方は、仮徴収額が前年度の年間保険料額の**2分の1**になるように納めていただきます。

1期・2期(4月・5月)は12分の1ずつを引き続き普通徴収で、6月・8月は12分の2ずつを年金から天引きします。対象の方には**4月上旬**に通知書をお送りします。

口座振替をご利用ください

普通徴収の方は、口座振替が便利です。

持ち物

市指定金融機関で手続きする場合

介護保険料の納付書、通帳、通帳印

市役所で手続きする場合

介護保険料の納付書、通帳、通帳印、キャッシュカード

※高齢介護課窓口では、キャッシュカードだけで口座振替が簡単に登録できます(一部金融機関を除く)。

所得段階別保険料一覧表

所得段階	所得区分		基準額に対する割合	保険料(年額)
第1段階	世帯全員が 市民税非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・前年の課税年金収入と合計所得金額 (年金雑所得を含まない)の合計が80万円以下	0.29	19,490円
第2段階		前年の課税年金収入と 合計所得金額(年金雑所得を含まない)の 合計が80万円を超え120万円以下	0.37	24,860円
第3段階		前年の課税年金収入と 合計所得金額(年金雑所得を含まない)の 合計が120万円を超える	0.55	36,960円
第4段階	市民税が課税 されているが 世帯員がいるが 本人は 市民税非課税	前年の課税年金収入と 合計所得金額(年金雑所得を含まない)の 合計が80万円以下	0.69	46,370円
第5段階		前年の課税年金収入と 合計所得金額(年金雑所得を含まない)の 合計が80万円を超える	1.00	67,200円 (基準額)
第6段階	本人が 市民税課税	前年の合計所得金額が80万円未満	1.15	77,280円
第7段階		前年の合計所得金額が80万円以上120万円未満	1.20	80,640円
第8段階		前年の合計所得金額が120万円以上150万円未満	1.25	84,000円
第9段階		前年の合計所得金額が150万円以上210万円未満	1.30	87,360円
第10段階		前年の合計所得金額が210万円以上250万円未満	1.50	100,800円
第11段階		前年の合計所得金額が250万円以上320万円未満	1.60	107,520円
第12段階		前年の合計所得金額が320万円以上360万円未満	1.70	114,240円
第13段階		前年の合計所得金額が360万円以上400万円未満	1.80	120,960円
第14段階		前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満	1.90	127,680円
第15段階		前年の合計所得金額が500万円以上650万円未満	2.20	147,840円
第16段階		前年の合計所得金額が650万円以上800万円未満	2.25	151,200円
第17段階	前年の合計所得金額が800万円以上	2.35	157,920円	